

第3回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議

日時 平成28年12月26日（月）

熊倉計画官：それでは、定刻になりましたので、これより第3回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。

本日事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部熊倉でございます。よろしくお願いいたします。本日は年末のお忙しい中、会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。まず開会に当たりまして伊藤環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

伊藤副大臣：あらためまして皆様方こんにちは。本日は年末の大変ご多用なときにも関わらず、こうして第3回の群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議に知事をはじめ各市町村長の皆様方にはお時間を作っていただきまして本当にありがとうございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。本年8月に環境副大臣を拝命いたしました伊藤忠彦でございます。大澤群馬県知事並びに市町村長の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきましていますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、群馬県では3年前に開催いたしました前回の会議以降、指定廃棄物の処理方針につきまして議論を前に進めることができず、一時保管が長期にわたっている状況でございます。指定廃棄物を保管していただいている自治体及び地域の皆様方にはご心配とご負担を多大にお掛けをいたしておりますことについて深くお詫びを申し上げる次第でございます。

本日は群馬県における指定廃棄物の現状と今後の進め方につきまして、環境省からご説明ご提案をさせていただきます。知事及び各市町村長の皆様方からご意見を賜ってまいりたい、こう考えているところでございます。環境省といたしましては皆様方のご意見を

踏まえさせていただきまして、またご理解ご協力を賜りながら、群馬県の指定廃棄物問題の解決に向けて、全力で取り組んでまいり所存でございます。どうぞ本日はよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

熊倉計画官：続きまして井林環境大臣政務官よりご挨拶を申し上げます。

井林政務官：本年 8 月に環境大臣政務官を拝命いたしました井林辰徳でございます。本日はお忙しい中、多数のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この指定廃棄物の課題につきましては、群馬県の皆様に多大なご負担ご迷惑をおかけしていると思います。私といたしましても 1 日も早く解決できるように尽力してまいりたいと思っております。本日の会議も含め、地元の皆様のお気持ちをしっかりと受け止め、誠心誠意対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

熊倉計画官：続きまして大澤群馬県知事からご挨拶をお願いいたします。

大澤知事：みなさんこんにちは。本日は市町村長の皆様方には公務多忙の中にも関わらず、第 3 回の群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議にお集まりいただきまして心より感謝を申し上げます。市町村長の皆様には県政等につきましては、常日頃より格別なるご理解をいただいております、重ねて御礼を申し上げます。また、伊藤環境副大臣、井林環境大臣政務官におかれましては、本日の会議の主催者としてお越しをいただきまして感謝を申し上げます。

さて、本県における指定廃棄物処理促進市町村長会議につきましては、これまで 2 回開催をされて、皆様からご意見をいただいてから 3 年が経過しております。そ

の間も指定廃棄物の一時保管は継続しており、保管市村の皆様におかれましては大変なご苦勞をいただいております。

本日はお手元の次第にあります通り、環境省から群馬県における指定廃棄物の現状と今後の進め方について説明される予定であります。指定廃棄物については、県全体で取り組むべき大変重要な問題であり、皆様で共通の認識を持って対応することが必要であると考えております。本日の会議において皆様方のご意見を伺いながら、本県における指定廃棄物問題の対応方針がまとめられますようご協力をお願い申し上げまして開会の言葉とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

熊倉計画官：ありがとうございました。ここで本日のご出席者をご紹介します。まず群馬県からはご挨拶いただいた大澤知事、それから、村手副知事、関企業管理者、井田環境森林部長にご出席をいただいております。次に本日ご出席の市町村長の皆様につきましては、大変恐縮でございますけれども、資料に出席者名簿を付けておりますので、こちらでご確認をお願いできたらと思います。最後に環境省になりますが、ご挨拶申し上げます伊藤環境副大臣、井林環境大臣政務官、中井廃棄物・リサイクル対策部長、室石大臣官房審議官、和田指定廃棄物対策担当参事官でございます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料は1つのみでございます。群馬県における指定廃棄物の現状と今後の進め方について、横長の資料でございます。

本日の会議はマスコミの方も同席可能としております。ここでマスコミの方々をお願い申し上げます。会議中の撮影も可能としてございますが、あらかじめ決められた位置から撮影いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会議は15時までを予定しております。円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。なお、本日の議事録は後日、環境省のホームページにおいて公表する予定でございますので、ご承知おきください。

これからの進行は井林環境大臣政務官が務めさせていただきます。それでは政務官お願い申し上げます。

井林政務官：それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。本日の議題は、群馬県における指定廃棄物の現状と今後の進め方についてです。まず資料 1 を用いてご説明をいたします。その後に意見交換会を行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、審議官の室石から説明させていただきます。

室石審議官：それでは資料 1 に沿いましてご説明を申し上げます。1 枚目をおめくりください。スライド番号が右下の方に書いてございます。まず 1 番でございますが、これまでの主な経緯です。群馬県におきましては、これまで平成 25 年 4 月と 7 月に第 1 回と第 2 回の市町村長会議を開催いたしまして、長期管理施設の詳細調査候補地の選定に向けて基本的な考え方についてご説明をまいりました。その結果、2 つ目の丸の箇所に書いてありますように、別途市長会、町村会で議論を行うということになったということでございます。

3 つ目の丸ですが、25 年 7 月には市長会、町村会それぞれ開催されまして、意見書が提出されております。特に町村会の方からは施設建設を受け入れる町村はないという旨の意見書を提出されております。こうしたことを受けまして、環境省では、詳細調査候補地の選定手法についての市町村長会議を開くことなく現在に至っておるという経緯でございます。そして、4 つ目の丸ですが、平成 28 年 3 月には指定廃棄物の関係の特別措置法の体系の中で、従来指定廃棄物の解除の仕組みがなかったものですから、それを制定する旨についての関係市村についてご説明を行ったということでございます。

おめくりください、2 ページ目でございますが、資料番号の 2 でございますが、群馬県における指定廃棄物の保管状況ですが、群馬県の指定廃棄物はここにありますように 1186.7 トンございます。これが県内 7 市村 9 箇所で保管されております。ものとしては下水汚泥

の焼却灰や浄水発生土でございまして、比較的性状が安定しております。また公的施設においてしっかりと保管をされているということです。その具体的な保管形態としては、図示されていますようにコンクリートを使った非常にしっかりした保管がなされているというものでございます。

続いてスライド番号3の方ですが、8,000ベクレル超えの指定廃棄物の保管量の推計でございまして。放射性物質というのは時間が経ちますと物理法則に従いまして減衰というものがございまして。群馬県の指定廃棄物もその法則に従いまして基準値を超えるものが次第に減少してまいります。環境省が行いました計算の推計では、県内で保管されている8,000ベクレル超えの保管量は、現在までに2分の1となっております。15年後には指定申請時の10分の1になる予定でございまして。ここで言う現在というのは、28年12月を現在としてございまして。

参考として、次のスライド4でございまして、他県の状況と比較できるような表を付けました。各県元々の量が違ってまいります。経年により減衰すること自体は同じなのですけれども、程度がさまざまであるということがこの表からお分かりいただけるのではないかと申し上げます。

さらにその下のスライド5では、各県の指定廃棄物の性状、濃度、保管主体、箇所数などの比較を示しておりますが、こちらでお分かりいただけますように群馬県におきましては、性状は公共由来のものでございまして。濃度も3万ベクレル以下の割合が多くて、保管主体は公的機関となっているということで、箇所数は少ない、というようなことが、他県と比較して、相対的ではありますが、言えるということがお分かりいただけるかと思っております。

おめくりください、スライドの6と7で、今後の進め方の案をお示ししております。スライド6の上の枠囲みでございましてけれども、これまで説明してきました群馬県の指定廃棄物の特徴をあらためて箇条書きであげております。性状が安定している、公的施設でし

っかりと保管されている、量が少ない、濃度が低い、といったものが多いため、時間の経過により 8,000 ベクレルの基準値を超えるものが減少していくというものでございます。これらを踏まえ、当初想定したような堅固で大規模な長期管理施設は必要とは言い難い状況になっているというふうに考えております。そこで、その矢印の下の枠囲みの方ですけれども、群馬県では 8,000 ベクレル以下となるのに長期間を要しない指定廃棄物については、まとまって保管されている現状のまま保管を継続し、減衰した後に通常の廃棄物として処理する方針で進めることとしてはいかがかと考えております。ただし、それでもなお 8,000 ベクレル以下となるのに長期間を要するものにつきましては、長期的な災害リスクの観点から県内 1 箇所に集約して管理をしていくことが望ましいという考え方は必要ではないかと考えております。

下のスライド 7 でございますけれども、こうした考え方の具体的な進め方を書いておりますが、まず上の枠囲みですけれども、保管の関係です。保管継続に当たっては、これまで行ってきた国による監視や測定、維持管理の国負担は当然継続していくというふうに考えております。また、保管が長期に及ぶ場合であっても、必要に応じて強化や改善を図り、現在想定していないような課題が生じた場合も含めて、安全に処理がなされるまで、国が全面的に責任を持って対応するべきと考えております。下の枠囲みですが、段階的処理についてですが、段階的処理に当たっては、関係自治体にご協力を得ながら、具体的な処理先確保のための調整といった技術的支援、それから、費用の全額負担など財政的支援を行うなど、最後まで国として全面的に責任を持って対応するべきであると考えています。以上、スライド 7 が今後の進め方の案でございます。

次のスライド 8 で、今の考え方を模式的にお示しをいたしております。真ん中の枠囲みでございますように、現地保管継続をしながら、減衰したものは段階的に処理を行っていくということが、矢印があるので読み取れるかと思えます。また、一番右にありますように、長期間経っても残る比較的濃度の高いものは 1 箇所集約が望ましいという考え方は持

っておるということでございます。いずれにしましても国が全面的に支援していくという姿勢に変わりはありません。

それから、参考としてスライド 9 の方には保管に関する支援の予算についてお示しをいたしました。こういった予算を国の方で確保しておるということでございます。

またおめくりいただいて最後のスライド 10 でございますが、8,000 ベクレルという指定廃の基準を設定した際の考え方をお付けいたしました。表のところにシナリオ評価の結果というタイトルがついておりますが、そこをご覧いただくとわかりますが、指定廃棄物を最も身近に扱う作業員である埋立作業員において、その追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトになるような濃度を求めたところ、8,900 ベクレルであるということで、さらに安全側に立って 8,000 という基準にしたというものでございます。これはその出展というところに書かれていますように放射線審議会という政府全体の各種放射能関係の基準の斉一性を図るための審議会に諮問いたしまして答申を得た上での数字となっているというものでございます。説明については以上でございます。

井林政務官：ありがとうございました。それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。只今ご説明させていただきました今後の進め方について、ご意見ご質問がございましたらお願い申し上げます。大変恐縮でございますけれども、ご意見等がございましたら挙手をしていただきまして、こちらから指名をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。みなかみ町長、それで富岡市岩井市長。

みなかみ町長：意見ではなくて単純な質問なのですけれどもよろしいでしょうか。まず一番最初にですが、今まで放射線量の減衰については、セシウムの構成比が違うので早期には減衰が早いけど、そこからなかなか進まないよということで、要するに減衰の差というのが構成比の差だと、今まで皆さんそう理解していたわけです。あらためて各県の比較を

見るとですね、減衰の形が違うわけですが、これについては私の理解で言うと、同じ事故で発生したものがそれぞれのところに来ているので、構成比がそれほど違うとは思っておりません。ここまでは正しいかどうか、まず最初に質問させていただきます。

室石審議官：私からお答えいたしますが。セシウムについての構成比については原子力規制庁の方からも構成比については、各地に降ったものについては同じであるという見解が示されております。

みなかみ町長：よろしいですか、続けて。そうしますと、ここで見てみますと、群馬県が当初から現在で約半分、5年後でも現在の半分にはならない。こういう動きです。それに比べて茨城県さんだと、既に3分の1になっており、ここから先、非常な勢いで減っていく。これはあくまでも現在の指定廃棄物の放射線量が8,000ベクレルに近いものが多くあるというふうに読むのが正しいのではないかと思います、そういうことでよろしいですか。

室石審議官：そういうふうに考えております。

みなかみ町長：それとこの表を見させていただくとですね、ここから先の減衰率と言いますか、率で言うと茨城県さんは群馬と比べて非常に早い。宮城県は群馬に比べてやや早い、あるいは栃木県は似たようなものだけれども群馬よりもやや早い、こういうことになります。これは何かと言うと、8,000ベクレルに近いものが相対的に群馬より多いのだというふうに私は読み取るわけですが、もしそれが正しいとするとですね、その1ページ前に書いてあります群馬県においては比較的放射線濃度が低い廃棄物が多い、この記述と齟齬がきたしているのではないかと。あまり骨幹的なところではないですが、今の数字

のご説明を聞いて、私の理解すると言ったのが正しいとすればですね、「比較的」という「比較」が何なのかというときに、茨城よりも濃度が高いものが多い、宮城、栃木とは似たようなものがあるけれども、どちらかと言うと若干群馬の方が濃度が高い、こう読めるのではないかと思うのですけれど、その辺はどうなのでしょう。

室石審議官：私どもの考え方としましては、たぶん茨城が一番低いものが多いということでございまして、元の量に対して10年後の所を比べていただいたのと同じような計算を私どももしているわけなのですけれども、群馬と似ている、あるいは群馬より低い場合もあるということなのですが。千葉それから栃木についてはですね、群馬よりはやや高い、千葉はもう少し高い、そういったような傾向かと思えます。ですから群馬が一番低いというわけではなく、また一番高いというわけではないということなので、比較的低い方に入るのかなと思っておりますが、客観的な事実としてはご指摘の通りなので、やや低めというのが私どもの主観的な考えとして書かせていただいています。

井林政務官：よろしいですか。

みなかみ町長：あまり骨幹的な話でもないので、これで終わりにします。

井林政務官：それでは、先ほど手を挙げていただきました、富岡市の岩井市長。

富岡市長：今説明を受けて、全面的に国の責任で処理しましょう、そういうような話を何回も出ていますけれども、もう6年経つわけですね。そして、その説明が一向に変わっていない、国がどういう考えを持っているのか。私ども含む7市町村が、現在国を信用して保管をさせていただいていますけれども、やはりはっきりした方針を出していただいて、

今日はせっかく副大臣も来ているわけですから、副大臣がどういう気持ちでこの会議に臨んでいるのか、そういうことをまずお聞きをしたいと思います。

井林政務官：まずは事務的にもう一度内容が伝わっていないようですので、室石から。

室石審議官：ご指摘の通りもうすぐ6年を迎えようとしている中であって処理が進んでいないのは本当に申し訳ないと思っております。しかしながら指定廃棄物に関しては特別措置法というのがございますけれども、それに基づきまして、処理のめどが立つまでは発生した施設の管理者等に一般的な一時的な保管をお願いするという仕組みとなっております。

国としては職員を使いまして定期的な現場確認とか放射線量を測定したり、あるいは委託契約による維持管理経費を国で負担するというような技術的財政的支援をさせていただいたということがございますが、本当に処理ができていないということについては、まったく申し訳ないことだと考えております。

今日考え方として、今後の進め方について案を示させていただきました。今後保管が長期に及ぶ場合であっても、安全な処理がなされるまでは国が全面的に責任を持って対応をしたいと思っておりますので、その辺をご理解賜り、よろしくご検討いただきたいという考えでございます。

富岡市長：趣旨は理解できるのですがけれども、我々も一時保管という考えを持つと、5年が経過して一時保管かなというのは、これは誰でも疑問に思いますよね。そういうことを考えて、これから指定解除するということもいるのでしょうかけれども、その指定解除されるという、されたものについても最後まで責任を持つということは、私は当然だと思うのですが、その辺はいかがですか。

井林政務官：室石審議官。

室石審議官：技術的な面で言いますと 8,000 ベクレルを下回れば安全に処理ができるという事は、科学的には言えるということでございます。また、制度といたしましては、そういう安全性を考えますと、廃棄物処理法を適用して処理することも可能であると、私も思っておりますが、制度上は指定を解除した後の廃棄物の処理責任というのは市町村や排出事業者置き換わるということでございますけれども、国としてはそもそも解除自体は保管をされている方とよく協議をして決めていくと、勝手に解除するというものでもございませぬし、具体的な処理に当たっても関係自治体のご協力を得て、具体的な処理先の確保のための調整などの支援とか、処理費用は当然全額負担していくといったようなかたちで、安全に処理されるまで責任を持って対応したいというふうに考えております。

井林政務官：岩井市長

富岡市長：私もその通りだと思うのですが、ただやっぱり解除されたから、そうすれば、一般の廃棄物と同じ扱いをしましょうと、これでは話にならないと思いますよね。ですからそこら辺のところもしっかり最後まで国が、今指定されているものが 1186.7 トン、7 市町村であります、この数字というのは、私は動くものではない、最初から申請をして指定していただいたわけですから、そういう中でやはり対応していただくということが基本であるし、それをしっかり国が最後まで面倒を見ると、そういうことを今日は皆さんの前で副大臣からお話を聞きたいと、私はそう思っています。

井林政務官：副大臣からは、他にも保管市町村さんいらっしゃいますので、ご意見を聞いた上で最後にお答えをさせていただければと思います。他にご意見やご質問ございますで

しょうか。では、高崎市の富岡市長。

高崎市長：私はこれしか選択肢ないと思いますよ。それぞれ 1 箇所を集めるなんていうことはそもそも無理なので。これはここにいらっしゃる首長さんで手を挙げる方は、おそろくないと思います。私もそうです。一方私どもは、たぶん皆さんもそうだと思うのですが、空間放射線量といえば、保管施設で調べてありますし、定期的に引き続き調べておりますから、そのまま引き続き継続して保管させていただくのが私は良いと思います。それから濃度が下がって処理する必要がある場合というのは、国が責任を持って処理する、これは間違いないでしょうから。それだったら、そういうことをお願いしていけばいい。ただ、今すぐ何かお願いする気は、当面私はありませんけども。私は今の保管状況できちんとやっていますから、それを動かしてこのメンバーのどこかにお願いするというのは無理だと私は思っていますので。好きこのんでやるわけではないですけど。これしかないと思います。

井林政務官：ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、他にご意見がないということでございますので、時間も予定しておりましたけれども、会議の方を進めさせていただきたいと思っております。本日はいろんなご意見をいただきましてありがとうございます。ここでまず会議での議論を踏まえまして大澤知事よりご発言をいただければと思います。

大澤知事：今富岡市の岩井市長からもお話しがありましたけれども、本県における指定廃棄物については、東日本大震災から 5 年以上経過したにもかかわらず、方針が決定されないうままになっておりました。保管市村における一時保管が継続している状況であります。一方で、1 箇所集約の方針が決定された他県におきましては長期管理施設の候補地の理解が

得られないのが現状であります。

そのような状況を踏まえまして、国として現地保管継続、段階的処理の方針が提案されたわけでありまして、現地保管継続、段階的処理に当たっては、指定廃棄物の処理責任を負う国として安全に処理がなされるまで全面的に責任を持って対応することを表明していただいたところであります。このことを踏まえれば、市町村長さんの理解が得られるならば、現実的な対応として国の提案を受け入れることも苦渋の決断としてやむを得ないのではないかと思っております。国にあっては市町村や住民の思いや負担をご理解いただき、安全第一に対応には万全を期していただきたいと思います。以上です。

井林政務官：ありがとうございました。それでは最後に伊藤副大臣から発言をさせていただきます。

伊藤副大臣：着座のままでご無礼をさせていただきます。本日は群馬県の指定廃棄物に関する今後の進め方につきましてご説明の機会を賜りまして、またご意見をいただくことが出来ました。本当にありがとうございます。

ご説明をさせていただきました通り、群馬県の指定廃棄物は公的施設でしっかり保管がされておりまして、災害等のリスクに強い状況にあると私ども考えさせていただいております。また濃度も比較的低く、時間の経過により 8,000 ベクレルを下回り、通常の廃棄物と同様に既存の処分場等で処分できる状況になってまいります。このため群馬県では当初の想定していたような堅固な大規模な長期管理施設が必要とは言い難い状況になっております。

このような状況を踏まえまして、群馬県においては現状の保管を継続しつつ、濃度が減衰した後に段階的に通常の廃棄物として処理することとしたいと考えているところでございます。一方で 8,000 ベクレル以下となるのに長期間を要する比較的濃度の高い一部の廃

棄物につきましては、県内 1 箇所に集約をして管理をすることが望ましく、長期的な課題として検討してまいりたいと考えているところでございます。

この方針につきまして、大きな反対のご意見がなかったと理解をいたしておりますが、ご心配をおかけいたしておることはよく承知をいたしておるつもりでございます。また、大澤知事並びに高崎市の富岡市長様からもご賛同のお言葉をいただいたところでございます。

今後も現地での保管が続くことについてのご不安ご負担に関するご意見も頂戴してまいりたい、こう考えております。この方針を受け入れることは保管者や保管自治体の皆様には苦渋のご判断になろうかと思いますが、ぜひご理解を賜り、この方針を進めることをさせていただきたいと存じます。

国といたしましては、保管の継続や段階的処理の実施に当たりましては、指定廃棄物の安全な処理がなされるまで全面的に責任を持って対応してまいる所存でございます。非常に難しい課題ではございますが、だからこそ、皆様のご理解なくしては前に進むことはできません。引き続きまして、皆様方のご協力をいただけますように私ども環境省も全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日誠にありがとうございました。

井林政務官：ありがとうございました。岩井市長どうぞ。

富岡市長：今はっきりとご指示をいただきましたので、一安心ということかな。(指定廃棄物を)抱える市町村の今までの経過を踏まえて、今の発言を私も信じたいと思っているところでございます。

井林政務官：ありがとうございました。皆様方にご理解をいただいたというふうにご理解

をさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、市町村長の皆様、そして大澤知事にご出席をいただいたことに感謝を申し上げます。これをもちまして、第3回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議を終了させていただきます。誠にありがとうございました。